

循環型社会への貢献のために、今できること、できないこと

プラスチックハンガー	対応策（現状）	ポリ包装
既に 50% 超の回収率があり、このうち 6～7 割程度は消毒後リユースされている。またリユース不能品はリサイクル業者に引き取られている。唯一の課題は、顧客により自社以外のハンガーが持ち込まれることも多く、この場合は、クリーニング事業者が産業廃棄物として処分せざるを得ない。	回収・リサイクル	過去にポリ包装回収の実証実験を行ったが、回収されたものの多くは異物（ホッチキス、セロテープ、ホコリ等）の付着が多く、リサイクルできるものは少ない。 加えて保管、搬送上の問題も大きく、回収・リサイクルを進めていくことは困難である。
冬物等の重量物を扱うこと等から、これ以上軽量化すると強度面で支障をきたす恐れがある。加えてハンガーに掛けたまま高温乾燥を行う工程があるため、耐熱性も必要。強度や耐熱性を保ちつつ減量化するためには一定期間が必要となる。	減量化・薄肉化	既にこの 20 年ほどの間に 14 ミクロン程度まで厚さの薄肉化が進展している。あと 4～5 ミクロン程度の薄肉化は技術的には可能な段階となってきた。
プラスチックハンガー製造事業者のうち、A 社は再生原料使用率 96%、B 社は 85% と、いずれも高い数値に達している。この A 社、B 社の 2 社で業務用プラスチックハンガー総出荷量の約 7 割をシェアしている。黒色以外のハンガーは、再生原料ではなく、パーজন原料を使わざるを得ないので、今後はできるだけ黒色の再生原料を使用したハンガーへの転換が必要となってくる。	再生プラスチック等への転換	クリーニング用のポリ包装は透明性が重要であり、再生材では同様の透明性は実現できない。 →クリーニング業では、消費者保護（利用者の利益擁護）の観点から品物の受渡し時に相互確認を行うことが求められている。包装を外してしまうと、衛生保持、品質保持機能が担保できなくなることから包装したまま確認できる透明性は不可欠。
ライフスタイルの変化に伴い、特に都市部を中心にタンス収納からクローゼット収納が主流となってきた。利用者が家庭に持ち帰った後自分のハンガーにかけ替える協力意識が進まないと現状では実効性が低い。	使用抑制の働きかけ等	衛生保持、品質保持等の必要不可欠な機能をもつ代替品が開発されない限り、提供するサービスそのものが台無しになってしまい、不要なトラブルを誘引する懸念もあることから、クリーニング業界としては消極的にならざるを得ない。
既にポイント還元やデボジット制を導入している事業者は多い。実績面から既存の取組みの一層の促進を図る。有償化については慎重に検討する。	有償化・ポイント制の導入等	上記各項の通り、現段階ではポリ包装の利用抑制を促す取組みは衛生面、サービス面から実施は困難。また回収・リサイクルについても同様。有償化も使用抑制が目的である以上、すぐに取り組むことはできない。
クリーニング事業者は、現在実施している回収・リサイクル、更にはリユースの取組みを一層推進させていく。業界全体でも回収率等の具体的な数値目標を設定していく。	今後の取組み	現段階でポリ包装の使用抑制に取り組んだり、働きかけを推進したりすることは上記各項に記載の通り困難。製造事業者による薄肉化や機能を維持した新素材等の開発を待たざるを得ない。

一般社団法人クリーンライフ協会（環境保全対策部会
ポリ包装等抑制分科会）ではホームページ内（<https://clnw.jp>）に専用ページを設け、お客様にアピールするための店頭掲示用ポスターデータや好事例集等を順次更新して掲載していきます。併せてご参照ください。



全国クリーニング生活衛生同業組合連合会／一般社団法人クリーンライフ協会 共同制作
（ポリ包装等抑制分科会）

令和 4 年（2022 年 2 月）
※無断転載・複製・借用・放映を禁じます。

令和 4 年 4 月 1 日施行 プラスチック資源循環促進法 対応

クリーニング事業者のための プラスチックハンガー & ポリ包装

資源循環ガイドブック



令和 4 年（2022 年）4 月 1 日より『プラスチック資源循環促進法』が施行され、**すべてのクリーニング事業者は、**クリーニング利用者に提供するプラスチック製ハンガーと包装用衣類カバー（ポリ包装）の使用抑制、回収・再利用に取り組まなければなりません。

① 背景

- 平成 27 年（2015 年）9 月…国連サミットにて『SDGs（持続可能な開発目標）』が加盟国の全会一致で採択
- 令和 元 年（2019 年）6 月…G20 大阪サミットにて『G20 海洋プラスチックごみ対策実施枠組』等が採択
- 令和 3 年（2021 年）6 月…日本における上記取組みを推進するための枠組みの一つとして、『**プラスチック資源循環促進法**』が成立

② 法律の概要

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」令和 3 年（2021 年）6 月 4 日成立、令和 4 年（2022 年）4 月 1 日施行

- 目的：プラスチック廃棄物の排出抑制、再資源化の促進（回収・リサイクル等）
- 対象品目：容器包装リサイクル法対象外のプラスチック製品のうち、特定品目に指定されたもの（以下、クリーニング関連）

対象品目	対象者
●クリーニングのプラスチックハンガー （上着用・ボトムス用等各種） ●クリーニングのポリ包装 （両面プラスチック・各サイズ）	●すべてのクリーニング事業者 ※年間 5 トン以上使用が対象者、ではありません。 使用量が年間 5 トン以上の「多量提供事業者」は著しく取組みが不十分な場合の勧告・公表・命令対象となります

③ クリーニング事業者に求められる取組み

すべての項目が必須ではありませんが、いずれかを選択し対応していくことが必要です

どれに取り組むか？	1 利用者への（必要か否かの）声かけ	2 有償化	3 回収の呼びかけ
	4 減量化製品、代替素材（再生プラ、バイオマスプラ等）への積極的な切替え	5 プラスチック排出抑制の取組みに関する利用者への情報提供 ※店頭ポスターの掲示やホームページでの告知等	6 使用量の把握・記録等

ポイント

- ◆令和 4 年（2022 年）4 月 1 日以降、法律上すべてのクリーニング事業者に、プラスチック資源循環・使用抑制のため上記 ①～⑥の各項目の取組みが求められます。すべてを実行しなければならないということではなく、できることから取り組んでいくことが重要となります。
- ◆ただし、ポリ包装に関しては ①～③の対応は非現実的で、④～⑥の取組みが中心となります（詳細後述）。
 - ①、②はレジ袋のように、お客様に「要らない」の選択を促す取組みですが、クリーニング用ポリ包装は必要不可欠。
 - ③はリユース、リサイクルのための取組みですが、これもポリ包装は対応が困難。
- ◆プラスチックハンガーの ①（利用者への声かけ）に関しても、工程・保管上必要。加えて、店頭での取外しはポリ包装に影響を与える可能性があります。

④ プラスチックハンガー、ポリ包装製造事業者に求められる取組み（抜粋）

構造	材料	設計の標準化等
減量化、単一素材化、分別の容易化等	代替素材（再生プラスチック、バイオマスプラスチック）等への転換	設計ガイドラインの策定等

詳細は次ページへ



プラスチックハンガー

プラスチックハンガーに関する先進的取組み

現在、クリーニングのプラスチックハンガーは

既に高い回収率・リユース（再利用）率を誇っています

クリーニング店での回収率…約 50% / そのうちのリユース率…60 ～ 70% / ハンガーの再生原料使用率…85 ～ 95%

※令和 4 年 1 月 1 日現在 全国クリーニング生活衛生同業組合連合会／一般社団法人クリーンライフ協会調べ

お客様へのアピールポイント

◆クリーニング業は、積極的に省資源化・プラスチック使用量削減に取り組んでおり、プラスチックハンガーに関しては**先進モデルであること**のアピール

※特に既に使用しているハンガーのほとんどが環境負荷の低い再生プラスチックを使用していること

◆プラスチックハンガー**回収**の積極的な呼びかけ

※回収にあたり、ポイント付与、換金（デポジット）等の付加価値を提供するか否かは各事業者の判断となります。

もちろん、単に回収を呼び掛けるだけでも問題ありません。

※なお、リユースを前提とするため、自社以外のハンガー（他店のものやアパレルのもの等）はお断りして構いません。

◆破損したハンガーの**分別排出**の呼びかけ

※破損等によりリユースできないハンガーについては、回収したものはクリーニング事業者が産業廃棄物として排出せざるを得なくなりますので、クリーニング店に出すのではなく各家庭からプラスチック分別ゴミとして排出するよう呼びかけてください。この法律では、自治体に対して分別されたプラスチック資源ごみの回収を義務付けています。

クリーニング事業者がこれから取り組むべきこと

◆お客様に、積極的にプラスチックハンガーの**回収を呼びかけ**ましょう

◆回収したハンガーで状態の良いものは、洗浄・消毒をして**再利用**しましょう

◆回収したハンガーのうち、状態が悪くなったものは**リサイクル**に回しましょう

※しっかり分別し、適切に処分しましょう

◆ハンガーはできるだけ黒色のもの（大半が**再生原料を使用**）を選択しましょう

◆よりプラスチック使用量の少ないハンガーや代替素材（再生プラスチック等）のハンガーが開発・販売されたら、**順次切り替え**ていきましょう

◆年間のハンガーの新規購入量、回収量、リユース量等を**記録**しておきましょう



店頭での回収



リユース・リサイクル



代替素材製品への切替え



各種記録



ポリ包装（包装用衣類カバー）

ポリ包装の必要性（使用目的）

①衛生保持

仕上がった衣類が洗濯前の衣類に接触するなどして衛生上の瑕疵が生じないように保全するため。生鮮食品等が衛生的にパッケージ販売されているのと同様の観点。

→厚生労働省が定めている『**クリーニング業の衛生管理要領**』に「仕上げの終わった洗濯物は包装等を行い、汚染することのないよう衛生的に取り扱うこと」と明記されている。

②品質保持

保管中のホコリ、運搬中の汚れ付着や折りジワ発生抑止等

→せっかくきれいに仕上げた衣類でも、着用前に汚れたりシワが付いたら提供したサービス自体が損なわれてしまう。

③利用者意識

→きれいに仕上がっていても、他人の衣類と直接接触して保管されていることを生理的に嫌がる顧客は多い。

④作業効率の向上・品物管理のしやすさ等（事業者の生産性上の理由）

ポリ包装に関しては、特に『**衛生保持**』『**品質保持**』の観点から**現段階では必要不可欠**であり、他の特定品目（使い捨てスプーンやストロー、歯ブラシ等）とは異なり、基本的には「**要らない**」を顧客に促すことはサービスの性質上なじみません → 関連省庁内諾済み



お客様へのアピールポイント

◆まずは、上記記載の**ポリ包装使用の必要性**をお客様に理解していただきましょう

◆また、既に**環境に配慮した薄い素材**に切り替わっていることもアピールしましょう

◆併せて**リユース、リサイクル、再生原料使用等が困難**（※次頁参照）であることも理解していただきましょう

◆取り外したポリ包装は、プラスチック**分別ゴミ**としての排出を呼びかけましょう

クリーニング事業者がこれから取り組むべきこと

◆できるだけ、**薄肉化した（より薄い）ポリ包装**に順次切り替えていきましょう

※現在主流の厚さは 14 ミクロン程度ですが、今後各メーカーから 10 ミクロン前後の商品が順次提案されていくこととなります。提案を受け、順次切替えをご検討ください。

◆一点包装から**一客包装、集合包装**への切り替えを検討しましょう

※一点ごとの包装から、二点包装に切り替えるだけでプラスチック使用量は半減します。お客様の理解・同意が必要となりますが、こちらも前向きにご検討ください。

◆年間のポリ包装の購入量を**記録**しておきましょう



薄肉化した製品の使用



まとめて包装



各種記録